

墓地使用規則

久宝寺 倉吉分院

第1条 (使用規則)

この規則は倉吉分院の使用について定めたものです。

第2条 (墓地公園の管理・運営)

当墓地公園の管理・運営は倉吉分院事務所が行います。

第3条 (使用の目的)

当墓地公園は、焼骨の埋葬または収蔵の目的以外に使用する事はできません。

第4条 (使用者)

当墓地公園は、信仰の有無・宗旨宗派・国籍を問わずどなたでも使用できます。

1. 法令の定めるところにより所有譲渡をとらず、永代使用权承認という方式でお取扱い致します。
2. 墓地永代使用料及び管理料が完納になった時点にて使用权が発生し、墓地永代使用許可証を交付致します。

第5条 (使用权の保全)

当墓地公園使用希望者は、墓地永代使用申請書に所要事項を記入し、現住所を証明する書類を添えて提出してください。手続きが完了次第墓地永代使用許可証を交付し、同時に倉吉分院管理台帳に登録され使用者は保全されます。

第6条 (使用权の継承)

墓地永代使用者が死亡、その他により変更がある場合は、継承者からその旨書面で届けて改めて管理事務所の許可を得てください。使用者はいつでも継承できます。

(但し法定相続権者内とします)

第7条 (使用許可証の再交付)

墓地永代使用許可証を紛失、汚損した場合は別に定める(付則1-⑤参照)手数料を添えて、再交付の手続きをとってください。

第8条 (使用权の放棄)

1. 巻石・墓石建立後、墓地永代使用权を放棄する場合は、先に交付した墓地永代使用許可証を添えてその旨書面で届けて下さい。お骨・遺髪・遺品のある場合は使用者の責任で六ヶ月以内に移転し、跡地を現状に復して下さい。
2. 上記1項の場合、使用者は当墓地公園に帰属し、既納墓地永代使用料規定額は返還しません。また6ヶ月を経過してなお移転されない場合は、当墓地公園で移転し跡地を現状に復します。(その場合、費用をいただきます)

第9条 (埋葬及び改葬)

1. 公衆衛生上、当墓地公園には土葬することは出来ません。
2. 墓地には焼骨ならびに当墓地公園が認めた遺品以外は埋葬できません。
3. 埋葬及び改葬の手続きは、当該市町村長の発行した埋葬許可書・改葬許可書・または火葬許可書を提出してください。

第10条 (使用許可の取消)

次の場合は、墓地永代使用承認を取り消すことがあります。

1. 許可を受けた目的以外に使用したとき。
2. 他の使用者の信仰に圧力を加えたり、はなはだしく近隣の迷惑になるような行為をしたとき。
3. 使用墓地を転貸し、または使用权を譲渡したとき。
4. 管理料を納入期限から3年過ぎても納付しないとき。
5. 使用者が死亡した日から起算し3年を経過しても祭祀を継承する者がいないとき。
6. 使用者の住所が不明となって7年を経過したとき。
7. その他、法令・条例またはこの規則に違反したとき。

第 11 条 (墓石の建立)

1. 墓石の建立は、墓地公園内の尊厳維持と統一を図るため、据付工事は全て契約された当墓地指定業者にて施工していただきます。
2. 墓石の建立については、墓石の規模、植生、その他設備管理上必要な制限を行うことがあります。

第 12 条 (墓地永代使用料)

1. 永代使用料の額は別に定めた(表-1)使用料をいただきます。
2. 万が一申込を取り消される場合は、申込金は返還いたしません。

第 13 条 (管理料)

1. 当墓地は墓地公園の補修、整備、清掃等墓地の共用部分全体を維持管理する費用にあてられます。
2. 管理料は前払いとなっています。原則として3年毎に前納していただきます。
3. 管理料は今後の経済情勢等により改正される場合があります。

第 14 条 (無縁墓地)

第 10 条 2 項・7 項の場合は、当墓地公園の無縁墓地に改葬し永代供養いたします。

第 15 条 (天災等による事故の責任)

天災等不可抗力、及び第三者による加害行為、いたずらや盗難等によって生じた墓碑、その他の損害について当墓地公園はその責任を負いません。

第 16 条 (使用規則の改定)

「墓地埋葬等に関する法律」等現行法規が改正された場合、本規則も改定することがあります。

第 17 条 (規則に定めない事)

前各条に定めない事項については、法律の定めるところによるほか、その都度当墓地公園が取り決めます。

第 18 条 (入山料について)

新規石碑建立の場合は1万円、旧石碑移設の場合は10万円を申し受けます。

開眼式及び納骨の際には、それぞれ3万円を檀家の方のみ申し受けます。

付 則 1. 使用权の継承手続き添付書類

- ① 墓地永代使用权継承許可申請書
 - ② 墓地永代使用許可証
 - ③ 戸籍謄本または除籍謄本
 - ④ 相続人の住民票(本人のみ)
 - ⑤ 手数料(名義変更は3千円 再交付は1万円)
2. 使用者が住所を変更したときは速やかに、管理事務所に届けて下さい。
 3. 当墓地公園使用者に係る諸条項は「倉吉分院」を経由の上にて処理・決議いたします。